

生活リズム向上キッズ大作戦！事業  
チャレンジカード・保護者向け啓発リーフレット使用承認取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、チャレンジカード及び保護者向け啓発リーフレット（以下、「チャレンジカード等」という。）の使用承認における基準・手続等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱でチャレンジカードとは、生活リズム向上キッズ大作戦！事業において子どもと保護者が家庭で取り組むものとして作成した生活習慣目標を記載したカード（カードとごほうびシールのセット）のことをいう。

2 この要綱で保護者向け啓発リーフレットとは、生活リズム向上キッズ大作戦！事業において保護者に子どもの生活習慣の重要性を啓発するものとして作成したリーフレットのことをいう。

(使用承認の基準)

第3条 大阪府がチャレンジカード等の使用を承認する取り組みとは、子どもの生活習慣の向上に資するものでなければならない。

2 大阪府がチャレンジカード等の使用を承認する取り組みの実施主体は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 地方公共団体
- (2) 国公立又は私立の幼稚園・保育所
- (3) 前各号に準じる者

3 大阪府は、次の各号のいずれかに該当し、又は該当するおそれがあると認められるときは、チャレンジカード等の使用を承認しないものとする。

- (1) 別紙「チャレンジカード・保護者向けリーフレット使用基準（以下、「使用基準」という。）」に従わないとき
- (2) 営利活動の目的で使用するとき
- (3) 前各号に掲げるもののほか、第1項の趣旨に照らして不相当と認められるとき

(申込み及び承認)

第4条 チャレンジカード等の使用承認を受けようとする者は、チャレンジカード・保護者向け啓発リーフレット使用申込書（様式1号）を大阪府知事あて提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申込みがあったときは、これを審査し、適当と認めるときは、チャレンジカード・保護者向けリーフレット使用承認書（様式2号）により、当該申込みを行った者に対し通知するものとする。この場合において、知事は、チャレンジカード等の使用に関し、次に掲げる条件を附すものとする。

- (1) 目的外使用の禁止
- (2) 転貸及び改変の禁止
- (3) 使用期間の制限

(4) チャレンジカード等の使用状況の報告

3 知事は、前項の規定による承認をしたときは、当該申込みを行った者に対し、チャレンジカード等のデータを提供するものとする。なお、データの提供を受けた者は、当該取り組みの終了後、自己の責任において、そのデータを消去しなければならない。

4 知事は、第2項の規定による審査の結果、チャレンジカード等の使用を不相当と認めるときは、理由を附してその旨を申込者に対し通知するものとする。

(承認の取消し)

第5条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用承認を取り消すものとする。

- (1) 当該取り組みが第3条の規定に違反したとき
- (2) 偽りその他不正の手段により使用承認を受けたとき
- (3) 承認に当たって附した条件に違反したとき

(苦情等の処理)

第6条 チャレンジカード等の使用承認を受けた者は、その使用に伴い苦情等が発生した場合、自らの責任のもとに、誠意をもって適切な措置を講じなければならない。

2 前項に規定する苦情等については、速やかに大阪府に報告しなければならない。

3 第1項に規定する苦情等について、知事はその責を負わないものとする。

(報告)

第7条 チャレンジカード等の使用承認を受けた者は、当該取り組みの終了後、速やかにチャレンジカード・保護者向け啓発リーフレット使用状況報告書（様式3号）により、その使用状況を報告しなければならない。

(所管する課)

第8条 この要綱に基づくチャレンジカード等の使用承認に係る事務は、福祉部子ども室子育て支援課において処理するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定めることができる。

附 則

この要綱は、平成23年7月26日から施行する。